

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

雲仙市は、国民健康保険に関する事務において、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長崎県雲仙市長

公表日

令和3年11月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>雲仙市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 <p>番号法の別表第二に基づいて、雲仙市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込/滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。) <p>※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> (1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル (4)国民健康保険収納ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第1号第2号イ、第2条第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第6号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第4号第5号第6号第7号第8号、第19条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ、第20条第8号ハ第9号イ、第22の2条第2号イ第3号第4号第7号第8号、第24の2条第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第4号第5号第7号第8号イ、第31の2条第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号第7号、第44条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ、第53条第1号イ第2号イ第4号イ、第59の3条第3号ホ</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条、第25条、第25の2条、第26条 ※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域振興部 総合窓口課、市民生活部 税務課、収納推進課
②所属長の役職名	総合窓口課長 税務課長 収納推進課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>雲仙市役所 総務部 人事課 人事行政班</p> <p>〒859-1107 住所:長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地 電話:0957-38-3111(代表)</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>雲仙市役所 地域振興部 総合窓口課 保険年金班 市民生活部 税務課 国保市民税班、収納推進課 収納推進班</p> <p>〒859-1107 住所:長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地 電話:0957-38-3111(代表)</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月7日	I-5-②	収納推進課長 宮村 徳彦	収納推進課長 今里 健次	事後	
平成29年4月7日	I-7	政策企画課 広報班	総務部 人事課 人事行政班	事後	
平成29年4月7日	I-8	市民生活部 税務課 総務国保税班	市民生活部 税務課 国保市民税班	事後	
平成29年4月11日	I-8	市民生活部 市民窓口課 国保年金班	市民生活部 総合窓口課 保険年金班	事後	
平成29年7月20日	II-1	平成27年6月22日 時点	平成29年7月20日 時点	事後	
平成29年7月20日	II-2	平成27年6月22日 時点	平成29年7月20日 時点	事後	
平成29年9月20日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)～	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、33、42、62、80、87、93の項)	事後	
平成29年9月20日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第12号イ、第3条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第6号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第25条第3号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第46条第1号第2号第3号第4号第6号第7号第8号第二項 ※別表第二の17、22、30、33、39、46、58、88、120の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 ※別表第二の27の項に対応する別表第二省令第20条には、医療保険給付関係情報の規定なし。 ※別表第二の97の項に対応する別表第二省令第49条には、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。 ※別表第二の106の項に対応する別表第二省令第53条には、他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第2号イ、第2条第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第6号イ第9号イ第11号イ第12号イ、第4条第2号イ、第5条第4号第5号、第19条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ、第20条第8号イ第9号イ、第22の2条第2号イ第3号イ第4号、第25条第3号イ第4号第5号第7号イ第8号イ、第33条第1号、第43条第3号イ、第44条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ、第53条第1号イ第2号イ第4号イ、第59の3条第3号イ	事後	
平成29年9月20日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条、第25条、第26条 ※別表第二の43、45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	(別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条、第25条、第25の2条、第26条 ※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	事後	
平成29年9月20日	I-5-①	市民生活部 市民窓口課、税務課、収納推進課	地域振興部 総合窓口課、市民生活部 税務課、収納推進課	事後	
平成29年9月20日	I-5-②	市民窓口課長 東 裕実	総合窓口課長 東 裕実	事後	
平成29年9月20日	I-8	雲仙市役所 市民生活部 総合窓口課 保険年金班 税務課 国保市民税班、収納推進課 収納推進班	雲仙市役所 地域振興部 総合窓口課 保険年金班 市民生活部 税務課 国保市民税班、収納推進課 収納推進班	事後	
平成29年11月9日	I-1-①	(略) ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 (略)	(略) ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 (略)	事後	平成30年4月の国民健康保険制度改革により、国保保険者標準事務処理システムを導入する。システム改修を平成29年11月から着手のため、それ以降の運用試験の実施となる。
平成29年11月9日	I-1-③	(略) 6. 中間サーバー	(略) 6. 中間サーバー 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」※)という。 ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	平成30年4月の国民健康保険制度改革により、国保保険者標準事務処理システムを導入する。システム改修を平成29年11月から着手のため、それ以降の運用試験の実施となる。
平成30年10月1日	I-5-②	市民窓口課長 東 裕実 税務課長 富永 公明 収納推進課長 今里 健次	総合窓口課長 税務課長 収納推進課長	事後	
令和1年6月30日	IVリスク対策	-	新規記入	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、33、42、62、80、87、93の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項)	事後	
令和2年9月30日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第2号イ、第2条第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第6号イ第9号イ第11号イ第12号イ、第4条第2号イ、第5条第4号第5号、第19条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ、第20条第8号ハ第9号イ、第22の2条第2号イ第3号第4号、第25条第3号イ第4号第5号第7号第8号イ、第33条第1号、第43条第3号イ、第44条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ、第53条第1号イ第2号イ第4号イ、第59の3条第3号ホ	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第1号第2号イ、第2条第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第6号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第4号第5号第6号第7号第8号、第19条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ、第20条第8号ハ第9号イ、第22の2条第2号イ第3号第4号第7号第8号、第24の2条第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第4号第5号第7号第8号イ、第31の2条第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号第7号、第44条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ、第53条第1号イ第2号イ第4号イ、第59の3条第3号ホ	事後	
令和3年11月17日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年11月17日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第1号第2号イ、第2条第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第6号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第4号第5号第6号第7号第8号、第19条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ、第20条第8号ハ第9号イ、第22の2条第2号イ第3号第4号第7号第8号、第24の2条第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第4号第5号第7号第8号イ、第31の2条第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号第7号、第44条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ、第53条第1号イ第2号イ第4号イ、第59の3条第3号ホ	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第1号第2号イ、第2条第4号第7号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第8号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第6号第7号第8号イ第9号イ第10号、第8条第1号ハ第2号ハ第3号、第10の2条第2号、第11の2条第2号、第12の3条第1号、第15条第1号、第19条第1号イ、第22の2条第2号第3号イ第8号イ、第24の2条第3号イ第4号イ第9号イ第10号イ、第25条第2号イ第3号イ第7号第8号、第31の2条第4号イ第5号イ第10号イ第11号イ、第33条第1号、第43条第2号イ第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第59の3条第1号ハ第2号ハ第3号ハ	事後	
令和3年11月17日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)	事後	